

監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人電子航法研究所（以下「法人」という。）の平成26事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査責任者、研究評価委員長、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、内部統制の進捗および随意契約を中心とした契約の実施状況を重点監査項目として設定し、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行った。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

- 1 法人の業務は法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- 2 法人の内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。
また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- 3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実とは認められない。
- 4 財務諸表等は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- 5 事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項について

i) 給与水準の状況

- 平成26年度のラスパイレス指数については研究職種で105.6ならびに事務・技術職種で103.0となっている。ラスパイレス指数は構成人員により決定されるため、当研究所では職務の専門性から高い学歴の研究者が多く、国の大学院修了者が75.3%に対し、当所の研究者は85.1%となっており、それに応じて給与が高くなっている。
- また、当研究所では研究開発業務に係る高度な専門的知識・能力を持つ者に対して、国に準拠した当初の給与規程に基づき管理職手当を支給していることも指数を上げる要因となっている。
- ・ 俸給表は国と同一になっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう不断の取組みが必要である。

ii) 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

- ・ 平成26年度の契約については「随契契約見直し計画」(平成19年12月および平成22年6月)に沿って、少額随意契約以外は原則一般競争入札に移行することとした基本方針を着実に実施している。また、平成21年度に「独立行政法人の契約状況の見直しについて」に基づいて設置した、外部有識者で構成する「契約監視委員会」を、平成26年9月16日に開催した。この「契約監視委員会」においては、平成25年度の「競争性のない随意契約」を対象に点検、見直しを実施するとともに、一般競争入札契約についても真に競争性が確保されているかの点検、見直しを実施し、問題ないことを確認した。
- ・ 平成26年度の随意契約件数は3件(公共料金の長期継続契約)、一般競争入札を行ったものの落札者が存在しなかったことによる不落随意契約件数は5件、競争性、透明性を確保するため一般競争入札と同様に情報提供した上で公募手続きを行った随意契約件数は1件であった。
- ・ 平成26年度の一者応札率は前年度52.9%に対して52.3%であった。応札者増加に向けた取組みとしては、応札公告期間の見直し(10日から15日以上)、契約条件の見直し(可能な限り長い履行期間)、情報提供の拡充(従前からHP上の掲載に加えて、コンテンツ配信技術の活用)、件名・仕様書の見直し(具体的かつ詳細に明示)、および応募要件の緩和(応募要件については、業務内容を勘案し、競争を制限しない配慮)等を実施していることを確認した。

iii) 法人の長の報酬水準の妥当性

- ・ 当法人は航空交通システムに関する我が国唯一の研究機関であり、国の行う航空保安業務を技術的側面から支援することや専門的見地から国際基準策定に携わること等その業務の公共性、重要性から、その他機関と同程度の待遇を行う必要がある。

そのため、その報酬基準については、国の研究所等の長と同様の水準となるよう国家公務員の指定職俸給表に準拠して定めており、妥当であると判断した。

iv) 保有資産の見直し

- ・保有資産については、航空交通の安全の確保とその円滑化を図るため、航空交通管理手法の開発や、航空機の通信・監視を行う航空保安システムに係る研究開発等を行うために必要不可欠な実験設備や実験機材等を保有している。具体的には、調布市に研究開発用機関としての本部を設置するとともに、電子航法装置などの電波使用機器に対して測定を行う電波無響室などを保有している。また、航空機を誘導するための無線施設や航空機の位置を把握するためのレーダ等の整備・運用に際して実験用航空機を使用した検証が必要なことから、仙台空港に隣接する岩沼市に実験施設や実験用航空機の維持管理を行うための岩沼分室を設置している。保有している資産に関しては、研究開発を行うために有効に使用しており、使用状況および稼働状況については、毎年度固定資産の調査や実地立ち合い調査で把握を行っている。当研究所が保有している宿舎はない。
- ・特許権保有の見直しについては、維持費用の負担が生じる節目や事象発生の機会毎に行っている。平成26年度には、各保有特許の実施可能性等を検討して登録された特許権を6件放棄し、出願中の事案についても共同出願者と協議を行い、権利化の断念を決定した案件が2件あるなど、保有の意義を、コストを意識した運営を行っている。
- ・また、動的経路計画シミュレータ等の不用になった固定資産に関して除却処理を行い、保有資産の適切な管理を実施している。
- ・金融資産および関連法人に対する貸付金については、債権等の保有はなく、該当する関連法人が存在しない。

IV 監事の意見（異なる監査意見がある場合）

特にない

平成27年6月23日

国立研究開発法人 電子航法研究所

監事

小出 勝久



監事（非常勤）

高徳 信男

